4　その他の条件

⑴　本試験項目は、工事設計認証の試験の場合のみ行う。

⑵　常温（５℃～35℃）、常湿（45%～85%（相対湿度））の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。

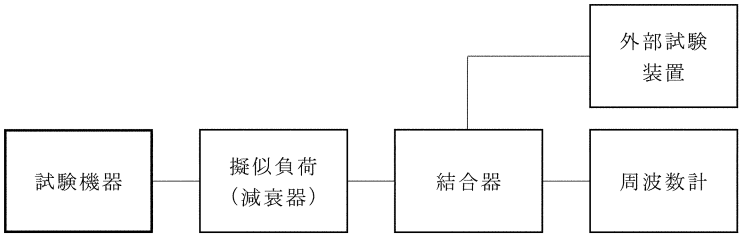
⑶　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。

⑷　常温常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までの範囲に該当しないものは温湿度試験を省略できる。

別表第二十の二の項中「別表第二十七の二の項」を「別表第二十九の三の項」に改め、同表の三の項中「別表第二十七の三の項」を「別表第二十九の四の項」に改め、同表の四の項及び五の項を次のように改める。

四　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　周波数計としては、波形解析器を使用する。

⑵　周波数計の測定確度は、規定の許容偏差の１／10以下の確度とする。

3　試験機器の状態

試験周波数に設定して、外部試験装置と回線接続して同期をとる。

4　測定操作手順

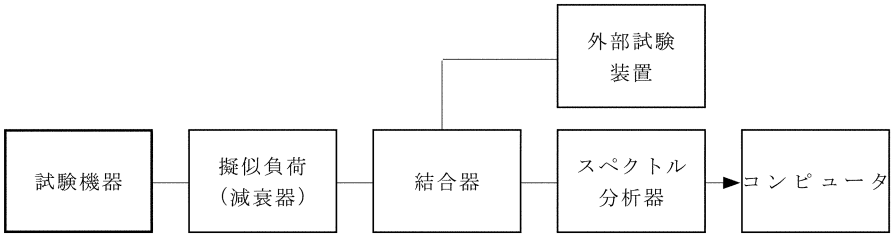
試験機器の周波数を安定した状態で１回測定を行う。

5　試験結果の記載方法

結果は、測定値をMHz又はGHz単位で記載するとともに、偏差をHz単位で、＋又は－の符号を付けて記載する。

五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　スペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	許容値の２～3.5倍
分解能帯域幅	許容値の２%以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　スペクトル分析器の測定値は、コンピュータで処理する。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、外部試験装置と回線接続する。

⑵　変調状態は、通常の使用状態において占有周波数帯幅が最も大きくなるような状態とする。

⑶　外部試験装置により最大電力に設定する。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を求め、「全電力」値として記憶させる。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

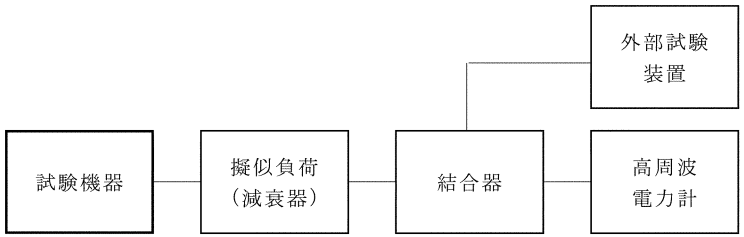
5　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する。

別表第二十の七の項を次のように改める。

七　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　高周波電力計の型式は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型又はこれらと同等の性能を有するものとする。

⑵　減衰器の減衰量は、高周波電力計に最適動作入力レベルを与える値とする。